

China Gateway 利用規約

第 1 条（取扱の準則）

Find Japan 株式会社（以下「運営元」といいます）は、運営元が運営する会員制サービス「Find Japan メンバーズクラブ」の会員（以下「会員」といいます）向けに、以下に定める「China Gateway 利用規約」（以下「本規約」といいます）に基づき、「China Gateway」（以下「本サービス」といいます）を提供します。なお、本規約に規定なき事項については、「Find Japan メンバーズクラブ会員規約」（以下「メンバーズ規約」といいます。）の定めに従うものとします。

第 2 条（定義） 本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

- ① 「認証元」とは、「Beijing Weibo Internet Technology Co., Ltd.」をいいます。
- ② 「本ミニブログ」とは、認証元が運営管理する新浪微博をいいます。
- ③ 「認証 UID」とは、認証元が本ミニブログを利用する者に発行する ID のうち、認証元により認証された ID をいいます。
- ④ 「本サービス」とは、本ミニブログに関連する次条に定める内容のサービスを受けることができるサービスをいいます。
- ⑤ 「利用者」とは、会員のうち、運営元に対して本サービスの利用を申込み、運営元の承諾を得た者をいいます。
- ⑥ 「利用契約」とは、運営元と利用者との間の本サービスの利用にかかる契約をいいます。

第 3 条（本サービスの内容）

- 本サービスの内容は以下の通りとします。
 - ① 日本語ガイドブックの発行。
 - ② 本ミニブログに関連したメールマガジンの発行。
 - ③ 本ミニブログの利用に関する電話での問合せ対応、その他電話での日本語のサポート（本ミニブログの利用方法又はトラブル事項の対応に限るものとし、翻訳等に関する問合せは受付対象外となります）。
 - ④ 本ミニブログに関連した年 3 回の講習の実施
 - ⑤ 前各号の他、別途運営元が指定するサービス。
- 利用者は本サービスの提供を受けるにあたり、運営元に申請を代行させて、認証元より認証 UID の発行を受けなければならないものとします。
- 第 1 項に定めるほか、利用者は別途運営元が本サービスに付随して提供するオプションサービスについて、運営元所定の方法によりその利用を申込み、運営元の承諾を得た場合には、当該オプションサービスを利用することができるものとします。

第 4 条（申込手続）

- 本サービスは、本店所在地が日本国内である法人（機関・団体その他の組織を含む）、又は法人に属する個人が法人名義で契約した場合の当該法人のみが利用できるものとします。
- 本サービスへの申込みは、運営元が指定する方法により、運営元が指定する資料・情報等（以下「申請書類」といいます）を提出して行なうものとします。
- 運営元は、前項の申込を受け付けた後、運営元所定の審査を実施し、本サービスの利用の諾否を判断します。なお、運営元はかかる諾否の判断に際して必要と判断した場合には、本サービスへの申込みをした者に対して、追加の申請書類の提出を依頼することがあります。この場合、本サービスへの申込みをした者は、かかる追加の申請書類を運営元に速やかに提出するものとします。
- 運営元は、本サービスへの申込みをした者が、第 1 項に定める条件を満たさない場合その他メンバーズ規約第 10 条各号の定めに該当する場合等、本サービスの提供を受けるにふさわしくないと判断した場合には、本サービスの申込みに対して承諾を行なわないことがあり、この場合、当該本サービスへの申込みをした者の ID の認証はなされません。なお、運営元はその理由等の一切を説明する義務を負いません。
- 本サービスへの申込みは、前項に定める運営元所定の審査の後、運営元および認証元が UID の認証を承諾したことをもって申込手続が完了するものとします。

- 第 5 条（サービス開始日）** 1. 本サービスの提供開始日は、前条に基づき本サービスの申込手続が完了し、本ミニブログのアカウントが発行された日とします。但し、本サービスの申し込み時に、既に当該アカウントの発行が完了している利用者については、本サービスの提供開始日は、前条に基づき本サービスの申込手続が完了し、利用者の認証 UID の認証がなされた日（認証元の所定のマークである『認証マーク』が表示された日）とします。
2. 利用者は、利用者の認証 UID の認証がなされた日までは、運営元に対して運営元所定の方法により届出ることにより本サービスの申込を撤回することができます。但し、この場合においても、利用者は、第 13 条 3 項に定める代行手数料について、運営元に支払わなければならないものとします。

第 6 条（認証 UID）

- 利用者は、認証元が発行する認証 UID を、認証元及び運営元の定める約款又はガイドライン等に従

い適切に管理使用するものとし、その取扱にあたっては、メンバーズ規約第 4 条（ID 及びパスワードの管理責任）の定めが準用されるものとします。

- 利用者は ID 及びパスワードの管理責任者を運営元に通知し、変更があった場合は速やかに届けなければならないとします。

第 7 条（契約期間） 利用契約の契約期間は、本サービスの提供開始日から別途運営元が定める期間とします。なお、契約 期間満了日の 1 ヶ月以上前までに利用者または運営元いずれからも運営元指定の書面による本契約 終了の意思表示がない限り、契約期間は、自動的に 12 ヶ月間延長されるものとし、以後も同様とします。

第 8 条（資料等の提供） 1. 運営元が本サービスの提供に必要と認めた場合、利用者は、運営元に対し、別途運営元が指定する期日までに、申請書類の他、本サービスの提供に必要な情報・資料等（以下、「資料等」といいます）を運営元が別途定める方法で、無償で提供するものとします。 2. 利用者が前項の規定にしたがい、資料等の提供を行わなかった場合、運営元は、本サービスの提供の遅延に関する責任を一切負わないものとします。

第 9 条（資料等の管理） 1. 運営元は、利用者から提供をうけた資料等につき、善管注意義務をもって取り扱い、かつ保管するものとします。 2. 運営元は、本契約が終了した場合には、速やかに、資料等を破棄するものとします。

第 1 0 条（資料等に関する保証） 会員は、運営元に対し、申請書類（申込書記載の内容を含む）および資料等の内容が、真実かつ正確 であり虚偽がないこと、また第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利および利益をも侵害しないことを保証するものとします。

第 1 1 条（本規約及び本サービスの変更、廃止） 運営元は、本規約及び本サービスの全部又は一部を変更、廃止できるものとします。また、本規約及 び本サービスの変更が、次条（通知の方法）に定める方法に従って利用者へに通知された場合、当該通 知以後、利用者には変更後の規約が適用され、また変更後の本サービスが提供されます。

第 1 2 条（通知の方法） 本規約に係る事項について、運営元から利用者に対する通知の方法は、運営元が指定するウェブサイト上への掲示、書面の発送、Eメールの送信、その他運営元が指定する方法によるものとします。

- 第 1 3 条（本料金等）** 1. 利用者は、本サービス利用の対価として、申込書に記載の月額料金等（以下「本料金」といいます）を運営元が指定する方法により運営元に対して支払うものとします。なお、本料金の日割計算は行わないものとします。
- 前項の本料金は、第 5 条（サービス開始日）により、利用者の認証 UID の認証がなされた日（認証マークが表示された日）の属する月から課金の対象とします。
 - 利用者は、本料金以外に、運営元が第 3 条第 2 項に基づき、利用者の認証 UID の取得にかかる申請の代行を行なう対価として、申込書に記載の代行手数料（以下「代行手数料」といい、本料金とあわせて、以下「本料金等」といいます）を運営元が指定する方法により運営元に対して支払うものとします。
 - 本サービスを利用するために、必要な一切の費用は、利用者が負担するものとします。
 - 運営元はいかなる場合にも、利用者が支払った本料金等を返還しないものとします。但し、運営元又は認証元の事由により利用者の認証 UID の取得がなされなかった場合には、運営元は利用者より代行手数料を受領済のときはその全額を返還し、未受領のときは代行手数料の請求を行なわないものとします。

第 14 条（変更の届出）

- 利用者は、メンバーズ規約第 19 条（変更の届出）に定める他、本料金等の決済に用いる金融機関口座情報に変更が生じた場合、速やかに運営元に通知し、運営元が指定する申請書類を提出しなければならないものとします。
- 運営元は、利用者が前項の届出を怠ったとして、利用者へ損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。

第 1 5 条（権利譲渡の禁止） 利用者は、理由の如何に関わらず、本サービスの提供に関する権利等の一部又は全部を利用者以外の 第三者に譲渡し、又は、担保等に供してはならないものとします。

第 1 6 条（禁止事項） 利用者は、本サービス（本サービスを用いた本ミニブログの利用を含む）に関連して以下の行為を行わ ないものとします。なお、利用者がメンバーズ規約第 10 条（サービス提供の停止及び解除）第 1 項各号に定める事由のほか、以下各号のいずれか 1 つに該当した場合、メンバーズ規約第 10 条（サービス提供の停止及び解除）第 1 項の定めに従い、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- ① 運営元もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- ② 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- ③ 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- ④ 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為
- ⑤ わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- ⑥ 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- ⑦ 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- ⑧ 運営元又は認証元の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為
- ⑨ 他者になりすまして本サービス又は本ミニブログを利用する行為
- ⑩ ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
- ⑪ 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- ⑫ 本ミニブログ上で直接または間接的にユーザーを EC サイトに誘導して、社会通念上不適切な方法・態様により商品等を購入させる行為
- ⑬ 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- ⑭ 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- ⑮ 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- ⑯ 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- ⑰ 人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- ⑱ その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクをはる行為
- ⑲ 犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- ⑳ 中国の法律、倫理、政治的理由により規制を受ける情報、その他中国の情報検閲等に抵触する情報等を掲載する等の行為
- ㉑ その他、公序良俗に違反し、又は他者の権利を侵害すると運営元が判断した行為
- ㉒ 前各号の他、社会的状況を勘案の上、運営元又は認証元が不適当と認める行為。

第 17 条（情報等の削除・提供の中止等）

- 運営元及び認証元は、利用者による本サービスの利用（本サービスを用いた本ミニブログの利用を含む）が前条の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から運営元に対しクレーム、請求等が為され、かつ運営元が必要と認めた場合、又はその他の理由で本サービスの運営上不適当と運営元が判断した場合は、当該利用者に対し、次の措置のいずれか又はこれらを組み合わせることで講ずることがあります。
 - ① 前条の各号に該当する行為をやめるように要求します。
 - ② 他者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
 - ③ 利用者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - ④ 事前に通知することなく、利用者が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。
 - ⑤ 事前に通知した上で、利用者の認証 UID を削除し、又は他者が閲覧できない状態に置きます。但し、緊急やむを得ない場合、事後の通知となる場合があります。
- 運営元は次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中止することがあります。
 - ① 事由の如何を問わず、認証元による本ミニブログの提供が中止になったとき。
 - ② 運営元又は認証元の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - ③ 運営元又は認証元の電気通信設備にやむを得ない障害が発生したとき。
 - ④ 中国における法令又は公的機関による規制、停止命令等が適用されたため、本サービスの提供が制限されたとき。
 - ⑤ その他、運営元が本サービスの提供にあたり必要と判断したとき。
- 第 1 項第 5 号の規定により、利用者の責に帰すべき事由により、利用者の認証 UID が削除、又は他者が閲覧できない状態に置かれた場合、利用契約は同時に終了するものとします。この場合、利用者は、直ちに残りの本料金等を一括にて運営元に支払わなければならないものとします。
- 運営元は、第 2 項の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、その 14 日前までにその旨を利用者に、運営元の定める方法で通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。
- 運営元が第 2 項の規定により本サービスの提供を中止した場合、利用者は中止された日の属する月までの本料金の支払い義務を負うものとします。また、この場合において、本サービスの提供が中止された日が月の途中であっても、本料金の日割計算は一切しないものとします。

第 1 8 条（免責） 1. 運営元は、利用者に提供する本サービスの内容については、正確性、完全性、有用性を保証する

ものではないものとします。 2. 運営元の故意・重過失による場合を除き、本サービスにより利用者に不利益又は損害が生じた場

合、運営元は一切の責任を負わないものとします。 3. 運営元は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、災害

の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保、又は、秩序の維持に必要な通信等、その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあるものとします。

4. 運営元は、利用者が平均的な利用を著しく上回る多くの通信を継続して行い、運営元もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている場合、利用者による本サービスの利用を制限するよう要請する場合があるものとします。

5. 通信回線や移動体通信端末機器等の障害による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他運営元のサービスに関して利用者が生じた損害について、運営元は一切責任を負わないものとします。

6. 利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、運営元は一切責任を負わないものとします。

第 1 9 条（特約事項）

1. 他者になりすまして本サービス又は本ミニブログを利用する行為は固く禁止されるものとし、利用者は、運営元に提出した申請書類・資料等に何らの虚偽もないことを保証します。

2. 本規約第 16 条の定めにより本サービスの提供が停止され、その他本規約の定めに従い、本サービスの利用の制限等を受けた場合でも、利用者は本規約の定めに従い、本料金等の全額を運営元に支払わなければならないものとします。

3. 運営元は、自己の判断により、倫理、道徳、公序良俗、法令等に反すると判断した場合、利用者からのご相談要望をお受けしないものとします。

4. 運営元は、利用者が本ミニブログにおいて行なった行為（利用者が本ミニブログに掲載した情報の内容等を含む）、及び当該行為により利用者その他第三者に生じた損害等について、損害賠償又は損失補填その他名目の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

5. また、利用者は認証元のネットセキュリティポリシーを遵守し、違法ユーザーUID と UID セキュリティホールを発見した際、認証元に直ちに通知しなければならないものとします。

第 2 0 条（解約）

1. 利用者が利用契約を解約する場合には、運営元が指定する方法により解約希望日の 2 ヶ月前までに解約の申請を行い、残りの本料金等を一括にて支払うことにより利用契約を解約するものとします。

2. 運営元は、前項に基づき利用者が利用契約の解約申請を行った場合、運営元が当該解約申請を不備のないものとして受領した日の属する月の翌月末日をもって解約処理するものとします。

第 2 1 条（終了後の措置）

本契約終了後も、本条、第 10 条、第 15 条、第 18 条、第 19 条、第 22 条及び第 23 条の定めはなお有効に存続するものとします。

第 2 2 条（合意管轄裁判所） 利用者と運営元の間で訴訟の必要が生じた場合、その訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判 所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 2 3 条（準拠法） 本規約に関する準拠法は、日本国の法令とします。

第 2 4 条（適用関係） 本規約の解釈に疑義が生じた場合には、利用者及び運営元は、信義誠実を旨とし両者協議のうえ解決 するものとします。

制定日：平成 23 年 8 月 1 日

改訂日：平成 29 年 5 月 1 日

運営元：東京都千代田区神田駿河台 1 丁目 7 番 10 号 YK 駿河台ビル 6F
Find Japan 株式会社